

医療法人等の所得金額計算書

事業年度	年 月 日まで 年 月 日まで	法人名	
総所得等（第6号様式別表5 「再仮計⑩」）			① 円
土地等の譲渡益等			②
課税標準の基礎となる総所得（①－②）			③
医療事業とその他の事業とを併せて 行っている場合の所得区分	医療事業の所得金額（③×⑦／（⑦＋⑧））	④	
	その他の事業の所得金額（③－④）	⑤	
所得金額の計算の基礎とする 収入金額	社会保険診療に係る収入金額（アの金額）	⑥	
	医療事業の総収入金額（ウの金額）	⑦	
	その他の事業の収入金額（エの金額）	⑧	
社会保険診療に係る所得金額（③×⑥／⑦又は④×⑥／⑦）			⑨
当期分の所得金額（①－⑨）			⑩
繰越欠損金額又は災害損失欠損金額の当期控除額			⑪
課税標準となる所得金額（⑩－⑪）			⑫

所得金額の計算の基礎とする収入金額の明細

社会保険診療に係る収入金額	健康保険法	円	自由診療等の収入金額	労働者災害補償保険法収入	円
	国民健康保険法			国家公務員災害補償法等収入	
	高齢者の医療の確保に関する法律			自動車損害賠償保障法収入	
	船員保険法			介護保険法収入	
	国家公務員等共済組合法			受託医療収入	
	防衛省の職員の給与等に関する法律			その他の医療収入	
	地方公務員等共済組合法			健康診断等証明書収入	
	私立学校教職員共済組合法			入院料及びベッド代差額収入	
	戦傷病者特別援護法			患者、付添人給食収入	
	母子保健法			嘱託収入	
	児童福祉法			生産品等販売収入	
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律			受託技工、検査料等収入	
	生活保護法			利子等収入	
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律			電話、電気、ガス、寝具等収入	
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			不用品売却収入	
	麻薬及び向精神薬取締法			その他の附随収入	
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
	心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律				
	介護保険法				
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律				
難病の患者に対する医療等に関する法律					
別表4による加算減算		附帯事業収入			
計	ア				
その他の事業					
	別表4による加算減算				
	計	エ	医療事業の総収入金額（ア＋イ）	ウ	

（注1）社会医療法人については、収益事業に係る収入金額のみ記載すること。

（注2）この計算書には、以下の書類を添付すること。

- ・法人税申告書別表4
- ・貸借対照表、損益計算書
- ・収入金額の明細書

「医療法人等の所得金額計算書」 記載の手引

この計算書は、地方税法（以下「法」といいます。）第72条の23第2項の規定を受ける医療法人（公益法人等で医療事業を行うものを含みます。）又は医療事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除きます。）（以下「医療法人等」といいます。）が法人の事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告書を提出する際に、「所得の金額の計算に関する明細書」（法人税法施行規則別表4、以下「法人税申告書別表4」といいます。）、「貸借対照表及び損益計算書」と併せて提出してください。

ただし、次に該当する医療法人等は、この計算書を提出する必要はありません。

- (1) 主たる事務所等が他の都道府県にある場合
- (2) 法人税の申告において、租税特別措置法第67条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）第1項の規定の適用を受ける場合
なお、この場合には、「所得金額に関する計算書」（地方税法施行規則第6号様式別表5をいいます。以下同じ。）の「備考」欄にその旨を記載するとともに「社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績連動給与の損金算入に関する明細書」（法人税法施行規則別表10(7))を添付してください。
- (3) 社会保険診療に係る所得とその他の所得とを区分経理している場合
なお、この場合には、その区分経理による所得計算についての明細書を添付してください。

「医療法人等の所得金額計算書」の記載要領

- 1 ①の欄は、「所得金額に関する計算書」の「再仮計⑰」欄の金額を記載します。
なお、当該金額が欠損金額である場合には、当該金額を朱書きするか又は当該金額に△印を付して記載します。
- 2 ②の欄は、総所得金額の計算上、土地等の譲渡益等がある場合に譲渡収入から取得費及び譲渡費用を減算した金額を記載します。
- 3 ③の欄は、①の欄の金額から②の欄の金額を減算した金額を記載します。
- 4 ④及び⑤の欄は、医療事業とその他の事業とを併せて行っている場合に、それぞれの所得金額又は欠損金額を記載します。
医療事業のみを行っている場合には、それぞれの所得金額又は欠損金額を記載します。
- 5 ⑥の欄は、アの欄の金額を移記します。
- 6 ⑦の欄は、ウの欄の金額を移記します。
- 7 ⑧の欄は、エの欄の金額を移記します。
- 8 ⑨の欄は、③又は④の欄の金額に⑥の欄の金額を乗じた金額を⑦の欄の金額で除した金額を記載します。
なお、この欄に記載すべき金額に1円未満の端数があるときは、これを切上げ（欠損金額の場合は切捨て）てください。
⑨の欄の金額は、「所得金額に関する計算書」の「社会保険等に係る医療の所得⑳」の欄に移記します。

「所得金額の計算の基礎とする収入金額の明細」記載要領

1 社会保険診療に係る収入金額

法第72条の23第3項に掲げる健康保険法等社会保険各法の規定に基づく医療等の給付等について、支払を受けるべき次の金額を法律ごとに記載します。

- (ア) 保険者から支払を受ける金額
- (イ) 被保険者が負担する一部負担金及び家族療養費等に相当する金額
- (ウ) 市町村が実施する乳幼児医療費助成制度等に基づき、被保険者等に代わり支払を受ける金額

なお、社会保険診療報酬の査定に係る増減点の損益については、その通知のあった日の属する事業年度の収入金額に加算し又は減算します。

2 自由診療等の収入金額

医療事業の総収入金額のうち、社会保険診療に係る収入金額以外の収入金額を各収入科目ごとに記載します。

なお、介護保険法に基づく居宅介護サービス等に係る収入（被保険者が負担する額を含む）については、法第72条の23第3項第4号に規定するもの以外のものが対象になりますので注意してください。

また、消費税（地方消費税を含む、以下同じ）の課税事業者である医療法人等が計上した収入金額に消費税が含まれる場合は、その消費税額はその他の収入金額に含めません。この場合、消費税申告書の写しを添付してください。

表に記載のない収入科目については、空欄に追加して記載してください。

3 その他の事業の収入金額

医療事業以外の事業に関し収入すべき一切の金額をいいます。

なお、その他の事業が医療事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもので、かつ、医療事業の附帯事業と認められるものについては、その他の事業の収入金額を自由診療等の収入金額の、附帯事業収入に含めて差し支えありません。

4 次に掲げるものは医療事業の総収入金額には含みません。

- (ア) 各種引当金及び準備金の益金算入額
- (イ) 土地等の譲渡に係る収入金額
- (ウ) 従業員の社宅、寮、駐車場等の使用料収入及び食事代収入
- (エ) 収入金額に計上した国税及び地方税に係る還付金、充当金及び過誤納金の額（還付（充当）加算金額を除く。）
- (オ) 減価償却資産の売却収入のうち取得価額を超えない部分の額又はその他の経費の戻入と認められる収入金額
- (カ) 購入たな卸し資産に係る仕入割戻し（リベート）の額として収入に計上した金額
- (キ) 国庫補助金等の補助金収入のうち、固定資産の取得又は改良を目的とするもの施設建設補助金、施設整備補助金、医療機器購入補助金等をいう。

特定求職者雇用開発助成金、継続雇用定着促進助成金、予防接種助成金、救急病院助成金等は医療事業の総収入金額に含める。

5 申告調整及び更正による収入金額

「法人税申告書別表4」により加算又は減算した収入金額は、医療事業の総収入金額の計算上、損益計算書の各収入科目ごとの区分に従い、それぞれ加算又は減算してください。

なお、法人税の更正等を受けた場合においても、更正、決定により加算又は減算した収入金額について同様にしてください。

介護保険法の保険給付に係る法人事業税申告上の注意点について

地方税法第72条の23第3項の規定に基づき、医療法人に係る法人事業税の課税対象所得を算定するうえで、介護保険法に基づく保険給付は、介護給付のサービスの種類により下表のとおり社会保険診療等に係る収入金額と自由診療等の収入金額に区別されますので、十分注意してください。（全てが社会保険診療等に係る収入金額とはなりません。）

なお、この介護給付のサービスの種類については、国保連合会が医療法人に発行する「介護給付費等支払決定額内訳書」に記載されていますので、これにより分類してください。

介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分

	サービスの種類	「介護給付費等支払決定額内訳書」の種類名	計上区分		
			社会保険診療等に係る収入金額	自由診療等の収入金額	
指定居宅サービス	訪問通所	訪問介護		○	
		訪問入浴介護		○	
		訪問看護	○		
		訪問リハビリテーション	○		
		居宅療養管理指導	○		
		通所介護		○	
		通所リハビリテーション	○注1	○注1	
	短期入所	短期入所生活介護	短期入所生活介護		○
		短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	短期入所老健施設	○注1	○注1
		短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	短期入所医療施設	○注1	○注1
		特定施設入所者生活介護	特定施設生活介護		○
		福祉用具貸与	福祉用具貸与		○
		特定福祉用具販売	特定福祉用具販売		○
地域密着型介護サービス	夜間対応型訪問介護	夜間対応訪問介護		○	
	認知症対応型通所介護	認知症型通所介護		○	
	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型		○	
	認知症対応型共同生活介護	認知症型共同生活		○	
	認知症対応型共同生活介護 (短期利用型)	認知症型短期		○	
	地域密着型特定施設 入居者生活介護	地域特定施設介護		○	
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	地域老人福祉施設		○	
指定居宅介護支援	居宅介護支援 (ケアプラン作成費)	居宅介護支援		○	
指定施設サービス等	介護老人福祉施設サービス	介護福祉施設		○	
	介護老人保健施設サービス	介護保健施設	○注1	○注1	
	介護療養型医療施設サービス	介護医療施設	○注1	○注1	
	介護医療院サービス	介護医療院	○注1	○注1	

(注意)

- 平成17年10月より自己負担となった居住費・食費(食材料費と調理費)・滞在費は、「自由診療等の収入」です。
また、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」・「特定入所者支援サービス費」も、「自由診療等の収入」です。
- 「指定介護予防サービス」の計上区分については、「指定居宅サービス」の計上区分に準じます。
- 「地域密着型介護予防サービス」の計上区分については、「地域密着型介護サービス」の計上区分に準じます。
- 「介護予防支援」の計上区分については、「指定居宅介護支援」の計上区分に準じます。

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申請区分
	法人番号	令和	年	月	日から
	事業年度	令和	年	月	日まで

法人名

所得金額に関する計算書 (第1号 第3号に掲げる事業)
第4号

所得金額の計算				非課税所得の区分計算			
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))	①	千	円	外国の事業における事務所又は事業所の期末の従業員数	⑩	人	
加	損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②		期末の総従業員数	⑪		
	損金の額に算入した分配時調整外国相当額	③		外国から生ずる事業所得	⑫	円	
	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	④		(⑩+⑪)×⑫/⑬			
	損金の額に算入した外国法人税の額	⑤		鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得	⑬		
算	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑥		生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	⑭		
	小計	⑦		鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	⑮		
	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑧		鉱物の掘採事業の所得	⑯		
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑨		⑮×⑭/⑯			
減	外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑩					
	特定目的会社又は投資法人の支払相当の損金算入額	⑪					
	特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑫					
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑬					
小計	⑭						
仮計	⑮						
外国の事業に帰属する所得	⑯						
再仮計	⑰						
非課税等所得	林業に係る所得	⑱					
	鉱物の掘採事業に係る所得	⑲					
	社会保険等に係る医療の所得	⑳					
	農事組合法人の農業に係る所得	㉑					
小計	㉒						
所得金額差引計	㉓						
繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額	㉔						
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	㉕						
所得金額再差引計	㉖						
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	㉗						
農業経営基盤強化準備金積立額及び農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額	㉘						
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額	㉙						
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額	㉚						
再投資等準備金積立額の損金算入額	㉛						
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別規定取崩額の損金算入額	㉜						
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別規定取崩額の損金算入額	㉝						
特許権等の譲渡等による所得の特別控除額	㉞						
合計	㉟						

第六号様式別表五 (提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係) 「別紙一の十一」

第6号様式別表5記載の手引

1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の2第1項第3号若しくは第4号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人（以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。）、法人税法第62条第2項若しくは第62条の5第2項の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第59条の3第1項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第66条の13、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項若しくは第68条の3の3第1項の規定の適用を受ける法人、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第18条の3第1項の規定の適用を受ける法人、政令第21条の2の3の規定の適用を受ける法人又は都道府県内に恒久的施設を有する外国法人が課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。
- (2) 外国の事業に帰属する所得のある法人又は非課税等所得のある法人は、外国の事業に帰属する所得の計算又は非課税等所得の計算に関する明細書を添付してください。
- (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限ります。）にあってはそれぞれの事業に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業と同項第3号又は第4号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号イに掲げる法人に限ります。）にあっては同項第1号に掲げる事業に係る所得の金額及び単年度損益と同項第3号又は第4号に掲げる事業に係る単年度損益との計算の別を明らかにして記載し、同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第3号イに掲げる法人に限ります。）にあってはそれぞれの事業に係る単年度損益の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この計算書を第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
3「 第1号 ・ 法第72条の2第1項第3号 ・ 第4号 」 に掲げる事業	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
4「所得金額①」	法人税の明細書（別表4）の34の欄の金額を記載します。 ただし、通算法人について、法人税の明細書（別表4付表）の9の欄の金額がある場合には、その金額を法人税の明細書（別表4）の34の欄の金額に加算した金額を記載します。	
5「損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額②」	法人税の明細書（別表4）の34の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、当該所得税額及び復興特別所得税額を記載します。したがって、法人税法第40条の規定により納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入していない場合には、記載する必要はありません。	
6「損金の額に算入した分配時調整外国税相当額③」	法人税の明細書（別表4）の34の欄の計算上損金の額に算入している分配時調整外国税相当額がある場合において、当該分配時調整外国税相当額を記載します。したがって、法人税法第41条の2の規定により納付した分配時調整外国税相当額を損金の額に算入していない場合には、記載する必要はありません。	
7「損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額④」	法人税の明細書（別表12(1)）の5の欄の金額又は10の欄の金額のいずれか少ない金額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に係る部分の金額に限ります。）を記載します。	
8「損金の額に算入した外国法人税の額⑤」	①の欄の金額の計算上損金の額に算入した外国法人税の額を記載します。	
9「非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額⑥」及び「非適格の合併等又は残余財産の全部分	法人税法第62条第2項又は第62条の5第2項の規定の適用を受ける法人が記載し、法人税の明細書（別表4）の38の欄の金額を記載します。	

配等による移転資産等の譲渡損失額⑬		
10「益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額⑧」	法人税の明細書（別表12(1)）の「益金算入額の計算」の欄の25及び26の各欄の金額の合計額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限りません。）を記載します。	
11「外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額⑨」	⑤の欄の金額及び法人税の明細書（別表4）の30の欄に記載した金額のうち、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額（ただし、減額された外国法人税の額がある場合には、当該金額を減算した金額）を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対して課された外国法人税の額を記載します。
12「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑩」	法第72条の24前段に規定する方法（区分計算）により事業税に係る所得計算をする法人が記載し、⑤の欄の金額及び法人税の明細書（別表4）の30の欄に記載した金額のうち、外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額（ただし、減された外国法人税の額がある場合には、当該金額を減算した金額）を記載します。	
13「特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額⑪」	租税特別措置法第67条の14第1項又は第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
14「特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額⑫」	租税特別措置法第68条の3の2第1項又は第68条の3の3第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
15「外国の事業に帰属する所得⑬」	法第72条の24前段に規定する方法（区分計算）により事業税に係る所得計算をする場合には外国の事業に帰属する所得から当該所得に対して課された外国法人税の額（⑩の欄の金額）を減算した額を、同条後段に規定する方法（従業者数按分）により事業税に係る所得計算をする場合には⑬の欄の金額を記載します。	
16「繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額⑭」	第6号様式別表9の当期控除額の「計」の欄の金額を記載します。	法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合には、この欄は記載しないでください。
17「債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額⑮」	法人税法第59条の規定の適用を受けようとする法人が第6号様式別表10の⑨の欄、同表の⑫の欄又は第6号様式別表11の⑩の欄の金額を記載します。	法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合には、この欄は記載しないでください。
18「新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額⑯」	租税特別措置法第59条第1項又は第2項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
19「農業経営基盤強化準備金積立額及び農用地等取得した場合の圧縮額の損金算入額⑰」	租税特別措置法第61条の2第1項又は第61条の3第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
20「関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額⑱」	租税特別措置法第57条の7第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
21「中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額⑲」	租税特別措置法第57条の7の2第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
22「再投資等準備金積立額の損金算入額⑳」	震災特例法第18条の3第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
23「特定事業活動として特別新事	租税特別措置法第66条の13の規定の適用を受ける法人が記載	

業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額㉒」及び「特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額㉓」	します。	
24「特許権等の譲渡等による所得の特別控除額㉔」	租税特別措置法第59条の3第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
25「非課税所得の区分計算」(㉕から㉗までの各欄)	外国の事業に帰属する所得及び鉱物の掘採事業の所得の区分計算のできない法人が記載します。	
26「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数㉘」及び「期末の総従業者数㉙」	<p>(1) 従業者の数は、当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書又は第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあっては、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における従業者の数により記載します。</p> <p>* 通算子法人の法第72条の26第1項ただし書又は第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあっては、通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日現在における従業者の数により記載します。</p> <p>(2) 収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）を併せて行う法人にあっては、収入金額課税事業に係る従業者の数を除いた人数を記載します。</p> <p>(3) 非課税事業を併せて行う法人にあっては、非課税事業に係る従業者の数を含む人数を記載します。</p> <p>(4) 外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の21第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいいます。以下同じです。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいいます。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、㉘の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉙の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p>	<p>(1) 法第72条の24前段に規定する方法（区分計算）により事業税に係る所得計算をする法人は記載する必要がありません。</p> <p>(2) (4)において、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人としします。</p>
27「外国から生ずる事業所得㉚」	1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて記載し、㉛の欄に転記します。	
28「鉱物の掘採事業の所得」(㉜から㉞までの各欄)	㉜の欄の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて記載し、㉝の欄に転記します。	㉜から㉞までの各欄は、鉱物の掘採事業の所得を区分計算する法人は記載する必要がありません。

一定の農事組合法人に係る法人事業税の課税標準の 算定方法等について（お知らせ）

地方税法第 7 2 条の 4 第 3 項の規定により、一定の農事組合法人が行う農業に対しては、事業税が非課税とされていますが、大分県では、その具体的な取扱いについて以下のとおり定めましたのでお知らせします。

1 内 容

（1）農業が非課税となる農事組合法人について

農業が非課税となるかどうかの具体的な判定は、別紙 1「農業法人の課税・非課税判定フロー」によって行って下さい。

なお、判定の結果農業が非課税となる農事組合法人は、申告書を提出する際に下記 2 の書類を併せて添付して下さい。

（2）非課税となる農業の範囲

① 日本標準産業分類の〔大分類 A－農業、林業〕の〔中分類 01－農業〕の〔011－耕種農業〕

② 上記①の事業に付帯すると認められる事業で、次の要件のすべてを満たしているもの

ア 当該事業に専属の従業員や製造場、作業場等を有せず、社会通念上独立した事業部門と認められない事業であること。

イ 当該事業が上記①の耕種農業に係る収入金額の総額の 2 分の 1 を超えないものであること

なお、上記②イの判定は、別紙 3 の「農業に付帯する事業に係る課税・非課税の判定計算書」によって行って下さい。

（3）課税標準となる所得金額の算定方法について

① 課税事業と非課税事業とを区分経理している場合は、当該区分して計算した金額

② 区分計算が困難な場合は、総所得金額等をそれぞれの事業に係る収入金額によってあん分して計算した金額

なお、上記②の計算は、別紙 3 の「農事組合法人の所得金額計算書」によって行って下さい。

2 申告書に添付すべき書類（別紙 1 によって農業が非課税と判定された農事組合法人に限る。）

（1）別紙 2「非課税要件適格申告書」

（2）区分計算に用いた計算書等（課税事業と非課税事業とを区分計算している場合に限る。）

（3）別紙 3「一定の農事組合法人の農業に付帯する事業に係る課税・非課税の判定計算書及び所得金額計算書」

（4）法人税申告書別表 4

（5）貸借対照表、損益計算書（雑収入明細書を含む。）

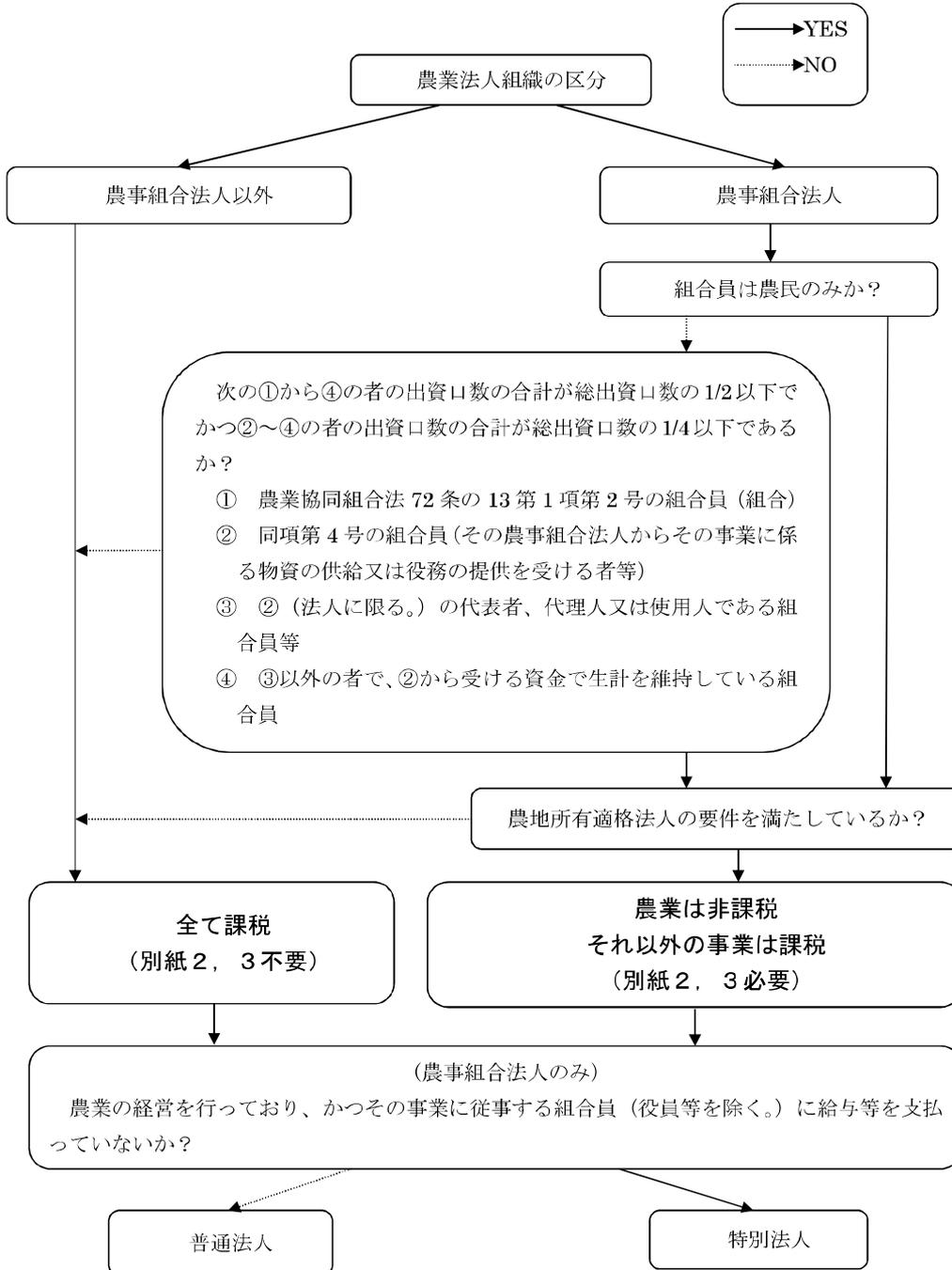
（6）その他課税標準となる所得の計算等に必要な書類

3 適用期日

この取扱いは、平成 2 4 年 3 月 3 1 日以後に終了する事業年度分から適用します。

※ 詳細については、大分県税事務所までお問い合わせ下さい。

農業法人の課税・非課税判定フロー



(注) 判定の結果、農業が非課税となる農事組合法人は、別紙 2「非課税要件適格申告書」及び別紙 3「一定の農事組合法人の農業に付帯する事業に係る課税・非課税の判定計算書及び所得金額計算書」を提出して下さい。

非課税要件適格申告書

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

大分県税事務所長 殿

法人名及び
代表者氏名 印

地方税法第 7 2 条の 4 第 3 項の規定による非課税の要件を満たしていることを申告します。

(記載要領)

- 1 この申告書は、大分県に主たる事務所又は事業所を有する農事組合法人で、地方税法第 7 2 条の 4 第 3 項の規定により農業が非課税となるものが記載し、確定申告書に併せて提出して下さい。
なお、農業が非課税となるかどうかの判定は、別紙 1 「農業法人の課税・非課税判定フロー」によって行って下さい。
- 2 添付すべき書類
 - (1) 農地法第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人であることが確認できる書類（毎年度農業委員会に提出する当該事業年度の「農地所有適格法人報告書」の写し（注）等）
(注) 確定申告書の提出期限において、当該事業年度の農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出していない場合は、農林水産省令で定める提出期限までに別途提出しても差し支えありません。
 - (2) 農業協同組合法第 7 2 条の 1 3 第 1 項第 1 号に掲げる者（農民）以外の者を組合員とするものにあつては、各組合員ごとの出資口数が確認できる書類

別紙3「一定の農事組合法人の農業に付帯する事業に係る課税・非課税の判定計算書及び所得金額計算書」記載要領

この計算書は、地方税法第72条の4第3項に該当し、大分県に主たる事務所又は事業所を有する農事組合法人が記載し、確定申告書及びこれに係る修正申告書に併せて提出してください。

なお、課税事業と非課税事業とを区分して計算している場合にあっては、「農業に付帯する事業に係る課税・非課税の判定計算書」部分のみ記載し、区分計算に用いた計算書等を添付して提出してください。

〔農業に付帯する事業に係る課税・非課税の判定計算書〕記載要領

- 1 総収入金額とは、当該事業年度において収入すべき一切の金額（収入する権利の確定したものをいう。）をいいます。
ただし、次に掲げるものは総収入金額には含みません。
 - (1) 各種引当金及び準備金の益金算入額
 - (2) 土地等の譲渡に係る収入金額
 - (3) 従業員の社宅、寮、駐車場等の使用料収入及び食事代収入
 - (4) 収入金額に計上した国税及び地方税に係る還付金、充当金及び過誤納金の額（還付（充当）加算金額を除く。）
 - (5) 償却資産の売却収入のうち取得価額を超えない部分の額その他経費の戻入と認められる収入金額
 - (6) 購入たな卸資産に係る仕入割戻し（リベート）の額として収入に計上した額
 - (7) 国庫補助金等の補助金収入のうち、固定資産の取得又は改良を目的とするもの
- 2 「所得の金額の計算に関する明細書」（法人税法施行規則別表4、以下「法人税申告書別表4」という。）により加算又は減算した収入金額は、総収入金額の計算上、損益計算書の各収入科目ごとの区分に従い、「農業部門の収入金額」欄、「農業に付帯する事業の収入金額」欄又は「その他の収入金額」欄の「別表4加算」欄又は「別表4減算」欄にそれぞれ記載してください。
また、法人税の更正等により加算又は減算された収入金額についても同様に記載してください。
- 3 「農業部門の収入金額」欄には、日本標準産業分類の〔大分類 A－農業，林業〕の〔中分類 01－農業〕の〔011－耕種農業〕に該当する事業に係る収入金額を記載してください。
なお、「畜産農業」、「農業サービス業」及び「園芸サービス業」に該当する事業に係る収入金額は、それぞれの区分に応じ、「農業に付帯する事業に係る収入金額」又は「その他の収入金額」欄に記載してください。
- 4 「農業部門の収入金額」欄には、次のようなものが含まれます。

- (1) 耕種（米、麦類、雑穀、豆類、いも類、野菜、果樹、工芸農作物、飼肥料作物、花き、薬用作物、採種用作物及び桑の栽培等をいう。）による収入金額
- (2) 稲藁などの副産物、作業くずを自己で製造・加工することなく譲渡する場合の収入金額
- (3) 耕種の事業に直接関連して交付される公共団体等からの補助金及び助成金
- (4) 農産物の減収補てんを目的として支払を受ける農業共済金

5 「農業に付帯する事業の収入金額」欄には、自己の所有する農機具の余剰稼働力の利用等と認められるものや、主として自己の栽培した農産物を原材料に使用して製造・加工を行っているものなどで、これらの事業に専属の従業員や製造場、作業場等を有せず、社会通念上独立した事業部門と認められない事業で農業に付帯すると認められるものに係る収入金額を記載してください。

- 6 「農業に付帯する事業の収入金額」欄には、次のようなものが含まれます。
- (1) 穀物の脱穀、調製又は植付け、農耕、刈入れ、草刈り、害虫駆除、雑草除去など農作業の請負に係る収入金額
 - (2) 自己の設置する共同選果、選別場又は調製施設、貯蔵施設を組合員以外の者が利用する場合の手数料や利用料等
 - (3) 稲藁などの副産物、作業くずを自己で製造・加工し譲渡する場合の収入金額
 - (4) 主として自己の栽培した農産物を原材料に使用して行う物品の製造又は加工（通常必要最低限の加工を除く。）による収入金額
 - (5) 農業に付帯する事業に対して交付される公共団体等からの補助金及び助成金
 - (6) その他農業に付帯すると認められるものに係る収入金額

7 「その他の収入金額」欄には、上記以外の事業に係る収入金額を記載してください。

8 課税事業と非課税事業とに共通する収入金額で、各事業ごとの区分が困難なものについては、区分が明瞭なそれぞれの事業ごとの収入金額によってあん分した金額を「農業部門の収入金額」欄、「農業に付帯する事業の収入金額」欄又は「その他の収入金額」欄にそれぞれ記載してください。

〔農事組合法人の所得金額計算書〕記載要領

- 1 この計算書は、課税事業と非課税事業との区分経理が困難な場合に記載してください。
- 2 ⑧の欄は、「所得金額に関する計算書」（地方税法施行規則第6号様式別表5、以下「第6号様式別表5」という。）の「再仮計⑰」欄の金額を記載します。
なお、当該金額が欠損金額である場合には、当該金額を朱書きするか又は当該金額に△印を付して記載してください。
- 3 ⑨の欄は、総所得金額等の計算上、土地等の譲渡益等がある場合に譲渡収入から取得費及び譲渡費用を減算した金額を記載してください。
- 4 ⑩の欄は、農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額がある場合にその金額を記載してください。
- 5 ⑪の欄は、農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額がある場合にその金額を記載してください。
- 6 ⑫の欄は、④の欄の金額を記載してください。
- 7 ⑬の欄は、次の(1)の収入金額又は(1)及び(2)の収入金額の合計額を記載してください。
 - (1) 「農業部門の収入金額」（①の欄）の収入金額
 - (2) 「農業に付帯する事業に係る課税・非課税の判定計算書」において「農業に付帯する事業の収入金額」欄（②の欄）が非課税と判定された場合は、その収入金額
- 8 ⑭の欄は、④の欄の金額を記載してください。
- 9 ⑮の欄は、⑫の欄の金額に⑬の欄の金額を乗じた金額を⑭の欄の金額で除した金額を記載してください。
なお、この欄に記載すべき金額に1円未満の端数があるときは、これを切上げ（欠損金額の場合は切捨て）てください。
また、⑮の欄の金額は、第6号様式別表5の⑳の欄に移記してください。
- 10 ⑯の欄、⑰の欄、⑱の欄の金額をそれぞれ第6号様式別表5㉓の欄、⑳の欄、㉔の欄に移記してください。
ただし、債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額がある場合は、⑱の欄の金額から当該控除額を控除した後の金額が第6号様式別表5㉔の欄と一致します。

〔添付書類〕

地方税法第72条の4第3項に該当し、大分県に主たる事務所又は事業所を有する農事組合法人は、この計算書の他、次の書類を提出して下さい。

- 1 別紙2「非課税要件適格申告書」（地方税法第72条の4第3項に規定する非課税の要件を満たしていることが確認できる書類を含む。）
- 2 区分計算に用いた計算書等（課税事業と非課税事業とを区分して計算している場合に限る。）
- 3 法人税申告書別表4
- 4 貸借対照表、損益計算書（雑収入明細書を含む。）
- 5 その他課税標準となる所得の計算等に必要な書類

電気供給業を行う法人の事業税（収入金額課税等）について

電気供給業とは

大分県

電気供給業とは、需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。現に電気を供給しているという実態のある事業をいい、電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かを問いません。

電力会社が行う電気供給業のほか、太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなどを利用した再生可能エネルギー売電事業も該当します。

法人事業税の課税標準額及び税率について

令和2年度税制改正により、電気供給業のうち発電・小売事業に係る課税方式が見直されました。また、令和3年度税制改正により、配電事業・特定卸供給事業が創設されました。事業税の課税標準及び税率は開始事業年度に応じて以下のとおりとなります。

*特定卸供給事業に係る項目は令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用

令和2年3月31日までに開始する事業年度

課税標準額・税率

税区分	課税標準	税率（%）	
		平成26年10月1日から令和元年9月30日の間に開始する事業年度	令和元年10月1日から令和2年3月31日の間に開始する事業年度
法人事業税（収入割額）	収入金額	0.9%	1.0%
地方法人特別税	基準法人収入割額	43.2%	
特別法人事業税	基準法人収入割額		30%

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

課税標準額・税率

法人区分	適用区分	課税標準	税率（%）
電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人 （資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人）	収入割	収入金額	0.75%
	付加価値割	付加価値額	0.37%
	資本割	資本金等の額	0.15%
電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人 （資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人）	収入割	収入金額	0.75%
	所得割	所得金額	1.85%
電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人以外の法人	収入割	収入金額	1.0%

[特別法人事業税の課税標準額及び税率について]（令和2年4月1日以後に開始する事業年度）

法人区分	課税標準	税率（%）
電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人	基準法人収入割額	40%
電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人以外の法人	基準法人収入割額	30%

提出する申告書の種類

(令和2年4月1日以後に開始する事業年度)

電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等、特定卸供給事業を行う法人(※)が、確定した決算に基づく確定申告、仮決算に基づく中間申告(連結法人を除く)又はこれらに係る修正申告を行う場合、**第6号様式(その2)**により申告します。

また、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告を行う場合、

第6号の3様式(その2) (2枚セット)により申告します。

※小売電気事業等、発電事業等、特定卸供給事業と併せて他の事業を行う法人を含みます。

申告書に添付する書類

電気供給業を行う法人については通常申告書に添付する書類と併せて以下の書類の添付が必要です。

- ・ 所得金額に関する計算書(第6号様式別表5)
- ・ 収入金額に関する計算書(第6号様式別表6)
- ・ 貸借対照表及び損益計算書

内容確認に必要となりますので、以下の書類も併せて添付をお願いします。

- ・ 法人税別表4
- ・ 雑収入雑損失の内訳書の写し
- ・ 区分計算の内訳の分かる書類(大分県提供のあん分計算の要否判定表 等)

課税標準となる収入金額の算定

収入金額(課税標準) = 当該事業について収入すべき金額の総額 - 控除金額

当該事業について収入すべき金額の総額とは

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。電気供給業の場合、原則として、電気事業会計規則による収入(電気事業会計規則の適用がない場合は、これに準ずる方法により計算した収入)となり、電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含みます(雑収入等も含まれます)。主なものは以下のとおりです。

- ・ 各種電灯料収入
- ・ 各種電力料収入(新エネルギー等電気相当量を含む。)
- ・ 遅収加算料金
- ・ せん用料金
- ・ 電球引換料
- ・ 配線貸付料
- ・ 諸機器貸付料
- ・ 受託運転収入
- ・ 諸工料
- ・ 水力又はかんがい用水販売代等の供給雑益に係る収入
- ・ 設備貸付料

控除金額とは

当該事業について収入すべき金額のうち、主なものは以下のとおりです。

- ・ 国又は地方団体から受けるべき補助金
- ・ 固定資産の売却による収入金額
- ・ 保険金
- ・ 有価証券の売却による収入金額
- ・ 不用品の売却による収入金額
- ・ 受取利息、受取配当金
- ・ 需要者等その施設によって便益を受ける者から収納する金額
- ・ 電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気供給を行う場合に、供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条の賦課金
- ・ 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料

電気供給業とそれ以外の事業を併せて行う場合の事業税額の算定

電気供給業（収入金額課税）と電気供給業以外の事業（所得等課税事業）の各事業部門ごとに区分計算してそれぞれ課税標準額、税額を算定し、それら税額の合算額により申告納付してください。

収入金額課税に関するQ & A

Q1

小売電気事業等・発電事業等とそれ以外の事業（所得等課税事業）を併せて行う場合の事業税額の算定方法はようになりますか？

A1

原則として、各事業部門ごとに区分計算してそれぞれ課税標準額、税額を算定し、それら税額の合算額により申告納付してください。

ただし、従たる事業が、主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもの(※)であり、主たる事業の付帯事業として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて課税標準額及び税額を算定することができます。

※従たる事業のうち「軽微なもの」に該当するのは、以下の要件にすべてあてはまる場合をいいます。

- ・従たる事業の売上金額が、主たる事業の売上金額の1割程度以下
- ・売上金額など事業の経営規模の比較において、従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないもの

なお、区分計算を選択して申告した場合は、その後の事業年度で一時的に従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下になったとしても、原則として区分計算を継続してください（正当な理由がある場合（事業縮小等）はこの限りではありません）。

Q2

電気供給業とそれ以外の事業を併せて行う法人が課税標準を区分計算する際、両事業部門に共通する収入金額または経費がある場合はどのような取扱いになりますか？

A2

電気供給業（収入金額課税）と電気供給業以外の事業（所得等課税事業）の両部門に共通する収入金額または経費がある場合は、これらの共通収入金額または共通経費(※)を両部門の売上金額など最も妥当と認められる基準によってあん分してください。

※共通経費としては、通常、本社の管理部門経費、役員報酬、受取利息、法人税等があげられます。

大分県ホームページにもあん分用EXCELファイルを掲載しています。自動計算の式も入っていますのでご活用ください。

Q3

第3号事業（発電事業等）の所得からも繰越欠損金を控除できますか？

A3

控除できます。

過去に第3号事業から生じていた欠損金も、地方税法の規定によって法人税の所得の計算の例により算定されていたものとみなされるためです（令和2年改正法附則第6条第2項）。

ただし、第3号事業の所得から控除できるのは、過去の第3号事業から生じた欠損金に限られます。区分計算が誤っていた場合は再計算が必要です。

このほか、R2. 3. 31の時点で発電事業をやめていた場合など、欠損金の控除ができない場合もあります。不明な点は、大分県税事務所までお問い合わせください。

Q4

法人事業税収入割を申告納付すべき法人の場合、中間（予定）申告は必要ですか？

A4

法人事業税収入割を申告すべき法人で事業年度が6月を超える場合には、法人事業税について中間（予定）申告納付する義務があります。*通常、前年度の法人税額を基礎として算出した金額（前事業年度の確定法人税額÷前事業年度の月数×6）が10万円以下である法人は中間申告義務がありませんが、収入割が課される法人にはこの規定は適用されません（法72条の26第8項）。なお、公益法人・特別法人・人格のない社団等は収入割が課される法人であっても中間申告の義務はありません（同条第12項）。

令和2年度地方税制改正について

電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直し

電気供給業については、2020年の送配電部門の法的分離、新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、これらの法人に対する課税方式の見直しが行われました。

1. 見直しの対象

- 発電・小売電気事業に係る課税方式を見直し。

2. 課税方式・税率

- 発電・小売電気事業全体の2割程度の見直しを行う。
- 税率は、以下のとおり（括弧書きは特別法人事業税分を除く税率。）。

		〔改正前〕	〔改正後〕	
		自由化の状況	課税方式	
			資本金1億超の法人	資本金1億以下の法人
発電事業	全面自由化 (届出制)	収入割 1.3% (1.0%)	→ 収入割 1.05% (0.75%)	収入割 1.05% (0.75%)
			→ 付加価値割 0.37%	所得割 1.85%
			→ 資本割 0.15%	
送配電事業	許可制・料金規制 (総括原価方式)が存続		→ 収入割 1.3% (1.0%)	
小売事業	全面自由化 (登録制) ※低圧部門は経過措置料金が存続		収入割 1.05% (0.75%)	収入割 1.05% (0.75%)
			付加価値割 0.37%	所得割 1.85%
			資本割 0.15%	

3. 適用期日等

- 令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用。
- ※ 今回の見直しに伴い、特別法人事業税の規模を確保する観点から当該税率を見直し。
(改正前) 基準法人収入割額の30% → (改正後) 基準法人収入割額の40%
【特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）の改正】

◆詳細は、大分県税事務所までお問い合わせください。

大分県税事務所

住所：〒870-0021 大分県大分市府内町3-10-1（県庁舎別館2階）
電話番号：（代表）097-506-5773

県税に関する内容は、大分県庁ホームページ「くらしと県税」
(<http://www.pref.oita.jp/site/zei/>) でご覧いただけます。



収入金額に関する計算書
(法第72条の2第1項第2号第3号第4号に掲げる事業)

事業 年度	・ ・	・ ・	法人名	
----------	--------	--------	-----	--

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) (別紙十八)

法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額	摘要		金額
	収入金額の総額		円
		計 ①	
	控除される金額		
		計 ②	
	差引計 ①-②	③	
	法附則第9条第8項の規定による控除額(⑤に掲げるものを除く。)	④	
	法附則第9条第8項の規定による控除額 (政令附則第6条の2第2項第1号ロ及びハに定める収入金額に係るものに限る。)	⑤	
	法附則第9条第10項の規定による控除額	⑥	
	法附則第9条第19項の規定による控除額	⑦	
	法附則第9条第20項の規定による控除額	⑧	
	法附則第9条第21項の規定による控除額	⑨	
	法附則第9条第22項の規定による控除額	⑩	
	法附則第9条第23項の規定による控除額	⑪	
	法附則第9条第25項の規定による控除額	⑫	
	計 ③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩-⑪-⑫	⑬	

第6号様式別表6、別表7及び別表8記載の手引

欄 等		記 載 の し か た	留 意 事 項
別 表 六	1 用途等	(1) この計算書は、電気供給業又はガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付してください。この場合において、法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のうち電気供給業とガス供給業とを併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載します。 (2) 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(電気供給業及びガス供給業に限ります。)、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る収入金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。	
	2 「法第72条の2第1項第2号・第3号・第4号に掲げる事業」	事業の区分に応じて「第2号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
	3 「収入金額の総額」	「摘要」の欄には、事業収入及び事業に付随する一切の収入金額を記載します。	
	4 「控除される金額」	国及び地方団体の補助金、固定資産の売却による収入金額のほか保険金、有価証券の売却による収入金額、不用品の売却による収入金額、受取利息及び受取配当金等政令第22条の規定により控除される収入金額を記載します。	
別 表 七	1 用途等	この計算書は、生命保険会社又は外国生命保険会社等が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付してください。	
	2 「課税標準の計算」(①から④までの各欄)	「収入金額」の各欄には「収入金額に関する明細書」により計算した「差引収入保険料⑨」の計欄の金額を、それぞれ対応する保険の種類ごとに記載します。	
別 表 八	1 用途等	この計算書の1は、損害保険会社又は外国損害保険会社等が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、この計算書の2は、少額短期保険業者が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、この計算書の3は、株式会社日本貿易保険が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載して、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付してください。	
	2 「課税標準の計算」(①から⑥までの各欄、⑩及び⑪の欄又は⑫の欄)	「収入金額」の各欄には、「収入金額に関する明細書」により計算した「正味収入保険料⑩」の欄、「正味収入保険料⑪」の欄又は「正味収入保険料⑫」の欄の金額をそれぞれ対応する保険の種類ごとに記載します。	
	3 「収入保険料及び再保険戻金の合計額」(⑧、⑯又は⑰の欄)	収入保険料のうち払い戻した、又は払い戻すべきものがあるときは、その金額も収入保険料より控除して計算します。	